

宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時：平成28年10月28日（金）午前10時～正午
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
（平成28年度 第三回）

出席委員：水野紀子会長，渡部順一副会長，稲葉雅子委員，草野祐子委員，今野彩子委員，
塩野悦子委員，鈴木勝雄委員，高山健司委員，竹中智夫委員，松田攝子委員，
渡辺安子委員

欠席委員：小川ゆみ委員

1 開 会

【司会：共同参画社会推進課 池田副参事兼課長補佐】

〔議事に先立ち，会議成立の報告及び6名の傍聴者がいる旨の報告を行った。〕

2 あいさつ

【環境生活部 佐野部長】

本日は，お忙しいところ，男女共同参画審議会に出席いただきありがとうございます。

前回の審議会から今回までの内外の動きを御紹介させていただきたい。

まず，9月5日に知事を本部長とし，副知事，各部局長で構成する男女共同参画施策本部会議を開催した。前回の審議会でも協議いただいた「平成27年度年次報告」を決定するに当たり，知事から各部局長に県の審議会における40%登用率の向上に努めるよう叱咤激励があった。また，今月14日に閉会した9月定例県議会において，条例に基づき年次報告を正式に報告した。

さらに今月初め，七十七銀行様で「イクボス宣言」を行ったとの報道があった。県でも9月1日に「男性にとっての男女共同参画推進事業」として，NPO法人ファザーリングジャパン理事の川島高之様をお迎えし，「ワーク・ライフ・バランスを考える～イクボスは父親の働き方を変えられるか？～」と題して，セミナーを開催した。

本日は今年度第三回目の開催となる。第3次計画の中間案をお示しし，御審議いただく。計画の策定は，社会全体で男女共同参画の取組を進める基本となるものであり，今回は女性活躍推進法に基づく県の推進計画にも位置づけるものである。皆様の忌憚のない御意見を頂戴できればと思うので，よろしくお願いしたい。

【司会：池田副参事兼課長補佐】

〔配付資料の確認を行った。〕

3 議事

【水野会長】

議題（1）の「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）中間案について」事務局から説明願う。

【佐藤専門監】

宮城県男女共同参画基本計画（第3次）中間案について説明する。資料1-3を御覧いただきたい。最初に，今回の計画のポイントから説明させていただく。5点ある。

- 1 東日本大震災からの復興に向けた取組への女性の参画である。東日本大震災では，意思決定過程への女性の参画が十分確保されず，男女のニーズの違いの配慮等にも課題があった。震災の経験と教訓を踏まえ，防災・復興に係る意思決定の場への女性参画とリーダーとし

ての活躍を促進すること、男女共同参画の視点での事前の備え等、復興の担い手として女性の力を最大限に活用する必要があることから、今回新たに基本計画に盛り込む。

- 2 「女性活躍推進法」に基づく女性の職業生活における活躍推進である。平成27年8月28日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行された。本基本計画は、この第6条第1項に基づく本県の推進計画として位置付けることとしている。第2章「県の現状」 4 企業における女性の登用 では、昨年度県で実施した「宮城県女性の活躍促進に向けた企業等実態調査」の内容や課題・現状を記載している。第3章 男女共同参画の推進に関する施策 4 職場における男女共同参画の実現 では、第2次計画で記載していた施策に加え、調査結果から見えてきた必要施策を記載している。
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進（県特定事業主行動計画の推進）である。事前に渡していた資料との変更点として、本文2行目に「施策に関わる」という文言を挿入している。政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会実現の基礎となるものであることから、政策に関わる行政分野での女性の参画促進も不可欠なものになっている。今年の3月に、県、県教育委員会、県警察において、それぞれ「特定事業主行動計画」を策定した。これらの計画を各組織で推進して行くべく、本計画に盛り込むものである。
- 4 性的マイノリティへの配慮である。現行計画では、性的マイノリティに関する記載はなかったが、性別や性的指向、性同一性障害を理由として差別的扱いをされるなど社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができ、多様性に富んだ豊かな環境づくりに取り組んでいく必要がある。このことに関して、社会全体及び学校教育の分野にて、必要な施策を取り組んでいく旨を記載している。
- 5 新たな指標の設定である。現行の第2次計画は、今年度6年目となった。今後もこれまでの基本計画同様に、数値目標を掲げて施策の推進に取り組んでいくこととしているが、この間にあった社会の様々な変化に対応しつつ、また、今後4年間を予測しながら男女共同参画社会の実現を進めて行くべく、今回新たに6つの指標と3つの参考指標を設定し、様々な角度から施策を進めて参る。

以上が本計画のポイントである。

次に中間案について説明する。資料1-2 中間案の概要を御覧いただきたい。こちらは、資料1-1の中間案の概要を記載している。「第1章 基本的な考え方」は、5月の審議会で御審議いただき、「第2章 県の現状」「第4章 推進体制」は7月の審議会で御審議いただいた。「第3章 男女共同参画の推進に関する施策」は、今回の審議会で新たに示している。また、右側の図は、本計画と他の計画との関係性を示している。宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画を踏まえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、宮城県の男女共同参画を積極的に推進するものとする。

「第2章 4 企業における女性の登用」を御覧いただきたい。こちらは、前回7月にお示しした素案の際には、記載していなかったが、第3章の施策との関連から、今回新たに挿入した。資料1-1、11ページを御覧いただきたい。昨年度、県では「宮城県女性の活躍促進に向けた企業等実態調査」を実施し、県内企業の取組状況を調査した。役員や管理職では、一定割合の女性が登用されるようになっていくことが分かった。一方、女性活躍の課題として挙げられた第1位は、「女性の従業員は家事・育児等の家庭生活のため配置や時間外労働に制約がある。」というものであった。また、女性が活躍するための取組について、「女性の活躍は“進んでいない”」との回答は、企業調査では48.7%、個人調査では54.4%と約半数となっている。さらに、女性の活躍を進める上での課題については「女性従業員が十分に活躍しているわけではないが、現状のままでも問題がない。」との回答が企業調査、個人調査ともに約17%あるなど、女性活躍促進の現状、必要性の理解ともに十分とはいえない状況が明らかになった。12ページに関連する表を掲載している。なお、調査の詳細については、5月の審議会で示したとおりなので、今回は割愛させていただ

く。

次に「第3章 男女共同参画の推進に関する施策」を説明したい。資料1-2を御覧いただきたい。第2次計画と同様に、大きく6つの分野に分けての男女共同参画に関する施策に加え、新たに「7 東日本大震災からの復興・防災における男女共同参画の実現 — 助け合い・発展を実感できる社会 —」を加えている。

各分野について、資料1-1により、2次計画からの変更点を中心に説明したい。

資料1-1、15ページを御覧いただきたい。ここでは、「1 社会全体における男女共同参画の実現 — 政策決定への女性の参画拡大 —」として、第2次計画での指標、参考指標における推移、目標・予測指標を記載している。16ページを御覧いただきたい。ホ に記載しているDVの記述については、「国の第4次男女共同参画基本計画」の文言に統一し、「配偶者間暴力」を「配偶者等からの暴力」と変更している。ヘ 性別や性的指向、性同一性障害を理由として差別的扱いをされる現状と多様性（ダイバーシティ）に富んだ豊かな環境づくりに取り組んでいく必要性を、新たに記載している。性的マイノリティに関する記載はこれまでなかったが、性別や性的指向、性同一性障害を理由として差別的扱いをされるなど社会の中で困難な状況に置かれている人々がいる現状がある。このことに関して、社会全体及び学校教育の分野にて、必要な施策に取り組んでいく旨を記載している。18ページを御覧いただきたい。ヘ 相談体制の整備・強化については、男女共同参画に関する相談体制の整備と、関係機関との連携強化を新たに記載している。県民の皆様からの相談については、従来より「みやぎ男女共同参画相談室」にて、対応してきたところだが、今回新たに施策体系の中で明記することで、相談対応機能を充実させ、性別や性的指向、性同一性障害等を理由として社会的に困難な思いをしている方々からの相談受付を含め、適切に対応することを明記している。

2 家庭における男女共同参画の実現については18ページ後段から記載している。これまでこの審議会にて委員の皆様から多くの御意見を頂戴している分野でもある。19ページを御覧いただきたい。ハ DV（配偶者等からの暴力）の記載に関して、児童虐待の防止等に関する法律では、「児童虐待」について、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど、心理的外傷を与える言動についても含まれることを規定している。DV（配偶者等からの暴力）は犯罪であるという認識を広めるとともに、被害が潜在化しないよう被害者が相談しやすい体制づくりを引き続き進めることが必要である。ニ 第1次及び第2次基本計画における保育に関する指標については、概ね全ての分野にて数値目標を達成したが、引き続き女性が安心して安全に妊娠・出産することができ、かつ、男女が共に生涯を健やかに過ごせるよう、生涯を通じた心と体の健康づくりの理解の促進及び支援が求められている旨を記載している。21ページ上段には、1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議にて提唱された概念である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」に関して施策に関して新たに記載している。こちらは、国の第4次計画においても「生涯を通じた女性の健康支援」の分野で重要とされている概念である。

3 学校教育における男女共同参画の実現については21ページから記載している。現状及び課題のニでは、「固定的性別役割分担意識」や「性に関する偏見」、「人権尊重を基盤とした男女平等観の形成」など学校教育の場における課題について触れ、教職員が的確かつきめ細やかに対応できる体制づくりの必要性を記載している。22ページ、施策の方向 ハ 健康のための教育の推進において、「学校における健康のための教育の充実」と「健康及び性に関する正しい知識・情報を身に付けられるような取組」について記載すると共に、性同一性障害や性的指向・性自認に関する悩みを抱える児童・生徒に対しての、適切かつきめ細かな対応を新たに記載している。

4 職場における男女共同参画の実現については、23ページ 基本目標では、男女が共に多様な生き方・働き方を実現でき、ゆとりがあり豊かで活力にあふれ、生産性が高く持続可能な社会が形成されるよう、働く場面における「女性の思い」の実現を図る旨の目標を掲げている。24ページ イ 職場における均等な機会及び待遇の確保並びに女性の参画の促進として、県で現在取り組

んでいる「女性のチカラを活かす企業認証制度」において、特に優れた取組を行っている事業者に関し積極的にPRを行っていく旨を記載している。

25ページ 5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現を御覧いただきたい。現状及び課題 ニ 女性活躍促進やワーク・ライフ・バランスの取組の推進について、昨年度の企業等実態調査で明らかになった「従業員規模が小さい企業」や「女性従業員の少ない業種」での課題を挙げ、それらの企業に対し、取組事例の紹介や支援情報等を分かりやすく提供していく必要性を記載した。

26ページ 6 地域における男女共同参画の実現を御覧いただきたい。今年度の審議会にて、委員の皆様から度々御意見を頂戴している、県内の地域間格差は、毎年の「男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告」でも明らかになっている。表にもあるように「男女共同参画基本計画を策定した市町村の状況」は、第2次計画の目標に対して、達成がきわめて困難になっている。後ほど、第3次計画の指標をお示しするが、市町村における計画策定を進めるためにも、市と町村それぞれに分けて指標を設定するなど、地域により集中的に連携・支援していく体制が必要である。

28ページからの 7 東日本大震災からの復興・防災における男女共同参画の実現を御覧いただきたい。29ページでは、現状と課題を記載した。平成24年度に宮城県男女共同参画審議会から「宮城県の復興推進に男女共同参画の視点を」と題して、東日本大震災からの復興推進に向けてなされた4項目の提言を受け、「震災復興分野及び防災分野」に係る事業実施状況に関し、「基本目標」「4つの施策の方向」「1つの指標及び8つの参考指標」を設定し、毎年度その取組を推進してきた。本基本計画においても、継続して各事業を行い、復興・防災における男女共同参画の実現を図る旨を記載している。ロは、平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」について記載している。効果的な災害リスク管理とジェンダーの視点に立った災害リスク削減政策の立案や実施等において女性の参画が重要であることから、災害への備えについての女性の権利拡大と女性に対する十分な能力開発の取組が必要であるとされている。ハは、平成24年度に県内全市町村に実施した、「東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査」について記載している。この調査によると、大震災以前に策定した避難所運営マニュアルや災害時物資の備蓄については、「女性や乳幼児を持つ家庭のニーズと安全面への配慮」「大規模災害時における避難生活の長期化」という大きく二つの視点が不足している傾向にあることが分かった。また、災害時要援護者を含め地域の多様な生活者の視点での検討についても重要であることが明らかになった。大震災の教訓を生かし、女性を始め地域の多様な生活者のニーズを反映した、誰にとっても安心・安全な暮らしを確保について記載している。

以上が基本計画に盛り込む内容である。計画策定後はこの計画に基づき、毎年県の事業を実施していくが、現段階で想定される施策項目ごとの事業を「資料3」に記載している。色が濃くなっているところは、今回の計画から新たに体系に盛り込む事業である。やや薄く色づけしているところは、事業の見直し等により組み替え等を行った箇所である。

事前に渡していた「資料3」の変更点として「基本目標 1 社会全体における男女共同参画の実現」「施策の項目 1」において「管理職を管理職等」とし、「事業名5を5-1 5-2」とし「女性警察官の幹部登用の拡大」を挿入している。

本計画を元に各課にて事業に取り組み、この審議会にて毎年実施状況を報告する。現時点で想定される事業であるため、実際には増減・組み替えが起こる可能性はあるが、115事業を全庁的に取り組んで行く。

最後に、資料1-1の33ページに戻っていただきたい。ここでは、第3次計画における指標を記載している。5つのポイントの最後に紹介したとおり、6つの項目を追加した。また、34ページは、男女共同参画の参考指標として、3つの項目を追加している。

以上である。

【小松課長】

以上が、今回の計画の概要である。私からは資料4, 5, 6について、簡単にポイントのみを説明したい。今回の計画の策定に当たって、民間の方から意見を頂戴した内容と、前回地域間格差や人口減少の話が出たので、宮城県で取り組んでいる地方創生総合戦略のポイントを紹介させていただく。

資料5と資料6について説明したい。

資料5は、レインボー・アドボケイツ東北様から宮城県議会に提出された陳情書である。内容については、性的マイノリティの施策に関して今回の基本計画に盛り込んでもらいたいという内容である。詳細な内容は、資料を御覧いただきたい。こちらについては、10月5日に開催された県議会の環境生活農林水産委員会に送付され、取り扱われた。具体的にどのように反映されたかは、先ほどの佐藤の説明のとおりである。

資料6は、県立高校共学教育の充実を求める会様から審議会宛てでいただいている。内容については、教育委員会の所管に関わるものであるため、写しを教育委員会に送付している。

地方創生総合戦略について説明させていただく。資料4-2パンフレットを御覧いただきたい。

1ページに趣旨・背景を記載している。人口減少については、基本計画でも取り上げているが、宮城県の人口は、仙台都市圏で増加がみられるものの、それ以外の圏域では減少しており、全体としては「人口減少県」となっている。また、仙台都市圏に総人口の6割が集中するなど、都市部への一極集中という課題もある。さらに、東日本大震災により甚大な被害を受けており、震災からの復興にとどまらず、人口減少、少子高齢化、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど、現代社会を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域づくりに取り組んでいくこととしているところである。この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間としている。県としては、人口減少対策、交流人口増加や地域の活性化等に関する施策を推進するほか、広域的な施策や、市町村・民間事業者様の取り組みを支援することとしている。

2ページを御覧いただきたい。県の人口は2003年の推計人口237万人をピークに減少に転じている。老年人口が増加、年少人口は減少し、2000年に逆転現象を起こしている。

3, 4ページを御覧いただきたい。「2 自然増減の推移」ということで、県の自然増減は、出生数の減少、死亡数の増加により、2005年に自然減に転じている。「3 合計特殊出生率」は、全国平均の1.39を下回り、1.30となっている。「4 平均初婚年齢」は、男性約31歳、女性約30歳。「5 未婚割合」は、30～34歳の男性の約45%、25～29歳の女性の約60%が未婚となっている。「6 20～39歳の女性人口の推移」は、平成22年に30万人を割り込んでいる状況。「7 社会増減の推移」ということで、2000年以降転出超過になっているということ。「8 年齢階級別人口移動の推移」ということで、20～29歳の転出超過の割合が突出しており、宮城県の人口が首都圏等に引き寄せられていることが見て取れる。

5ページ以降は、このような状況を受けて県が取り組むべきことが記載されている。

2014年12月の県民意識調査では、地方創生の実現のために最も優先すべき項目として、若い世代の経済的安定が挙げられた。この審議会でも子どもの貧困等が取り上げられたが、県民の皆様からも御意見をいただいたところである。これを踏まえた2060年の遠方目標として3つ掲げられているが、具体的には下に書いてある目標人口のグラフを御覧いただきたい。国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、157万人になると予想されているが、様々な施策を行うことでなんとか184万人を維持したいという目標にしている。

6ページ以降、具体的にどのような施策に取り組むかということは、この審議会の所管だけでなく、全庁的に取り組むべき内容になっており、4つの基本目標を掲げている。「基本目標1：安定

した雇用を創出する」ということで、雇用対策や地域産業の競争力強化が掲げられている。「基本目標2：宮城県への移住・定住の流れをつくる」として、宮城県へのU I Jターンの就職者数を増やすことを掲げている。「基本目標3：若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」として、若い世代への経済的安定への取組、結婚・妊娠・出産子育てへの支援、子育て支援の充実、「ワーク・ライフ・バランス」の実現が掲げられ、数値目標を設定している。「基本目標4：時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る」として、暮らしやすい環境づくりも大事な取組であり、記載している。

簡単ではあるが、以上が地方創生総合戦略の概要である。これをベースに各部門の計画が策定されているということで御理解いただきたい。

【水野会長】

2人から説明があったが、後半の地方創生総合戦略については全体の話になっており、我々の任務になっているのは前半の部分である。質問は両方受けたいと思うが、質問や意見はあるか。

【竹中委員】

資料2-3に指標について記載されており、農協に関することも4点ほど記載されている。今回、削除や見直しされた項目があり、ほぼ達成された項目については削除になったのかなと自分なりに思っている。農協役員に占める女性の数の項目について。御存知かと思うが、農協には理事のほか監事もいる。これらについてはまず地域で選ばれ、最終的に総代会で選ばれる形になっている。審議会の委員のように指名される立場ではない。国としても農協単位で2人以上女性の理事をお願いしたいというような目標がある。また、県会議員の女性を30%にとの話もあるが、目標をほぼ達成している項目でもあるので、この項目については削除していただきたい。

家族経営協定締結数についてこれまでも取り組んでいるところでもあるし、また今後は農業法人が農業経営の主役になっていくような話もある。家族経営のなかで協定数を増やしていくのは良いのだが、現状の締結数684を700にというのは、それほどの目標でもないと思う。

農協役員に占める女性の数の項目について農協単位に3人以上というのは、打合せもなく出されており、驚いている。この項目については削除をお願いしたい。

【小松課長】

農業関係の指標については担当課とやりとりをし、最終的にこのような形でどうかということで、両者で了解したところであった。

【農業振興課 吉村技術補佐（班長）】

指標について、目標達成具合とか指標の内容等を色々検討し考えた結果ではあった。この項目については、JAの女性組織の決議等で、平成28年から30年までの期間において、決めている目標である。2月に開催するパートナーシップ大会の中で、農業や漁業合わせてみんなで推進していくという目標で、これまでも使ってきた。

今回いただいた「役員数の部分について削除を」との御意見は持ち帰って検討したい。

家族経営協定については、みやぎ食と農の県民条例基本計画の中でも指標にしているので、このまま掲載しながら推進していきたい。

【水野会長】

農協単位の方は、持ち帰りいただくとのことである。

家族経営協定については、女性に経営の権限や所有権を実質的に譲るものではなく、訓示・心かけのようなものに近い印象をもっているが、だからといって無駄だとはいえず、これ自体は悪いものではないと思っている。目標を立てることに問題があると考えているのか。

【竹中委員】

あえて言わなかったが、漁協の項目は達成されていないのに削除となっていて、不公平があるのかなと思う。我々にも被害者意識がある。国でも役員について2人以上が望ましいとはされているが、法律にされているわけでもない。信任されていないものを勝手に了承してきたのかという話にもなる。私としては、削除をお願いしたい。

【水野委員】

家族経営協定についてはいかがか。

【竹中委員】

それほど意味があるのかなとも思う。現時点で達成しているかもしれない。女性がただ働きしないようにするものなので、悪いことではないと思う。

【水野委員】

達成しているのだとすると、それは結構なことかと思う。

【鈴木委員】

先ほど会長から、地方創生も併せて提案して良いとの話があったので、土木部をお願いしたい。子育て支援が叫ばれているが、民間の保育園が進出する場合、市街化区域にしか建てられない制約がある。利府町は市街化区域がもうほとんどない。市街化調整区域には大変な壁がある。

今の法律は、地方創生と逆行しているので、根底から地方創生を考えるのなら、規制緩和をしてほしい。何回もお願いしているが国との関係で市街化区域に介入できないとの話があった。今回の演題とは異なるが、会長から許されたのでお話しさせてもらった。真剣にやろうとしても、保育園を建てられない現状があるということを御理解いただきたい。

【小松課長】

今回の計画の内容と少しそれるので、担当課に持ち帰ってもらい、取組めるかどうか、検討いただきたい。

【渡部副会長】

大学との連携の話がなかったかと思っている。実際は、県と各大学がいろんな事業で提携している。今後、配慮してもらおうとありがたい。新たな参考指標で「女性の就職率」がある。この計算式を見ると、数字に高校や大学の新卒者が入っていないと思う。仙台にはたくさんの大学があり、そこから県内企業に就職している。大学との連携を考えると、本当にこの指標が良いのかと考えるところがある。

【小松課長】

大学との連携として、事業の中では既に取り組んでいる。資料3の2ページ目、学校教育における男女共同参画のところのNo. 56「いきいきキャリアスタート事業」ということで、大学の女子学生に対してセミナーを行うものである。このような事業がいくつか入っているが、大学との連携という項目での打ち出しはしていなかったもので、検討させていただきたい。

県では、高校までを教育委員会で所管しているが、大学との連携については各分野ごとにやっている。男女共同参画の視点ということで検討させていただく。

指標は難しいところがある。就職率の数値はハローワークにおける件数であり、大学の新卒の方が求職する際の数字は入っていない。

【渡部副会長】

女性の就職率と謳ってしまうと誤解される可能性がある。新卒で就職される方の数が圧倒的に多い。その上で、女性の就職率が35.1%としてしまうと、新卒者が就職できていないように誤解を招くので、一言付け加えろとか、または、指標のあり方を検討いただきたい。

【小松課長】

誤解を招く表記であるので、検討させていただく。

【渡部副会長】

創業支援について伺いたい。資料3の施策の項目4 2番に企業支援の項目があるが、新規開業の話が出ていなかった。これに関して、何か対応や考えはあるか。

【小松課長】

起業については、施策の項目4 1番に「起業に関する情報提供・相談及び支援」を記載しており、特に女性に限定したものではないが、この部分で取り組んでいる。

【渡部副会長】

施策の方向としては、「起業支援の充実」となっているが、資料3の具体的な事業を見ると、新規開業に関する対応は載っていない。

事業名のNo. 87, 88, 89, 90には、新規開業に関する対応が入っていない。産業を活性化するためには、女性の方が今までにない新しい事業やサービスを起こすことが考えられる。新しく事業を起こされる方に対する支援が記載されていない。

以上につき、御説明をお願いしたい。

【小松課長】

本日担当課が来ていないので確認することとしたいが、事業名の89番「中小企業経営支援」の中にこれから起業される方の相談対応も含んでいる。関係する財団等もある。確認し、回答したい。

【松田委員】

要望が1点ある。資料1-1の21ページ「3 学校教育における男女共同参画の実現」について、現状・課題・基本目標等読み、確かにそのとおりだと納得したところであるが、県は志教育を推進している。県から志シートを出していただき、小学校4年生から、このシートに将来の夢や希望を書きましょうということにしている。それを将来につなげていく教育を行っている。志教育の充実という観点からも男女共同参画に繋がってくる部分もあるので、志教育の一環であることについて一言を入れていただきたい。

また、道徳教育もこれから充実していかなければいけないこともある。男女共同参画は人権教育に関わることも多いと思うので、この観点からも考えてほしい。具体的にこのように書いてほしいという案はないが、考えていただきたい。

【小松課長】

志教育や人権教育については、関連事業としては取り上げているが、基本計画の中には書いていないので、計画への表記については考えたい。

【稲葉委員】

先ほどの渡部副会長の話とも関連するが、資料3の「経営への女性の参画促進」や「起業支援の充実」について、事業名No.88「経営革新講座」やNo.89「中小企業経営支援」に含まれているとの話であった。経営支援相談の事業について、最終的な結果がどうだったかを聞くと、女性の相談人数や達成率までの把握がなされていないが多かった。全体の相談人数と達成率に加え、女性の相談人数と達成率まで把握していただきたい。

事業については、起業や外郭団体に委託していくのだと思うが、男女共同参画いう意味を伝えていただき、女性の数字を把握してほしい。

【小松課長】

担当課に要望する。

【渡辺委員】

資料1-3の「新たな指標の設定」について伺いたい。

育児をしながら女性が働き続けていくためには、保育所の整備が不可欠であるが、今回新たな指標として、保育所等利用待機児童数について、「待機児童を解消し0人を維持」となっている。現況638人ということのでかなりの待機児童がいる。

仙台市は、国家戦略特区として、保育士の資格などについて複数回トライできるような事業展開をしているようだが、県として待機児童を減らすために、新たに事業を起こすなど具体的な取組について伺いたい。

待機児童0については、ぜひ力を入れて進めてもらいたい。

【子育て支援課 渡邊課長補佐（総括）】

638人いる待機児童の解消として、国の目標でもあるが、平成29年度までに0にするという待機児童解消加速化プランを進めている。今年度、受け入れ枠拡大のため保育所を整備するなど、全県内で約2,400人分枠を拡大するというので、今年度予算で進めている。新たな保育所を作ると、潜在的に保育所を利用したい方の掘り起こしにつながり、数年前から待機児童数以上に受け入れ枠整備を進めてはいるが、待機児童が解消されていない。

また、ハード整備だけでなく、平成26年度から保育士の人材確保のためのセンターを設け、ハローワークとは別に、保育士の資格を持っているが働いていない潜在保育士の掘り起こしを行ったり、保育所等とのマッチングを行うなどして、待機児童解消に向けて努めていきたい。

【今野委員】

2点ある。

1つは、男女共同参画の推進に関する施策の2つ目「家庭における男女共同参画の実現」の副題「“ライフ・ワーク・バランス”の推進」の表記について。この言葉は、一般的に認知されているものかという点で気になった。仮に、ワーク・ライフ・バランスの言葉をひっくり返したものであれば、認知度の点で気になる。また男性が家庭の責任を果たす点においても、ワーク・ライフ・バランスで良いのではないかと思う。

2つ目は、職場における男女共同参画の施策の方向の「イ 職場における均等な機会及び待遇の確保並びに女性の参画の促進」の表記について。要素としては全くそのとおりだが、非常に長い。「職場における女性の参画の促進」とまとめても良いのではないか。

また感想になるが、前回川島先生のセミナーを聴いたが経営視点のアプローチで、参加した社員も感銘を受け、社内でもイクボスのセミナーを行った。職場における男女共同参画に関し事業実施される中で、経営視点でのアプローチ・生産性の高さを目指すといった視点を入れてもらいたい。

【小松課長】

副題「“ライフ・ワーク・バランス”の推進」の表記については、事務局でも思い入れがあり、言葉をひっくり返した。ライフが大事という想いからである。ただ、分かりにくいとか認知度がなにか、また他との兼ね合いもあるので、検討する。

その後の表現についても検討したい。

社内展開については、大変ありがたい。

【草野委員】

表記の点で気になったのだが、資料1-1の1ページ「このため、男性も女性も、だれもがその個性と能力を」とあるが、男性と女性だけではないということで、もう少し表現を工夫いただきたい。

【小松課長】

検討する。

【水野会長】

資料1-1の19ページのハに、DVが子供に対する虐待になるとの記述がある。知力のある加害者は、殴る蹴るといふ暴力行使が犯罪になることが分かっており、その結果、それを控えることにより、心理的虐待・モラルハラスメントに切り替えることがよくある。夫婦喧嘩と現象的には似ているところもあるが、臨床心理のプロが見れば全く違うものであることが分かるようだ。加害者は恐怖によって支配することを目標にしている。精神的暴力も被害者には、非常に深刻なダメージを与えるもので、むしろ物理的暴力のほうがましだといわれるほどである。

同様のことは児童虐待でもあり、児童精神科医に伺った話では、殴る蹴るの物理的虐待や世話をしない「ネグレクト」のような虐待以上に脳に強いダメージを与えるのは、「暴言虐待」や「DV暴露」などの虐待であるとのこと。言葉は人間の脳において記憶を止めるピンの役割を果たす。父親が母親をののしっている言葉とか、自分が「くず」等と言われたことなどが、その後も子どもの脳内で繰り返されるので、絶えず子どもの脳が痛められる。脳をスキャンすると子どもの脳が虐待によってダメージを受けていることがかなり分かるという研究もある。精神的暴力やDV暴露などについては、深刻な問題であるため、これらの深刻さの認識があることをどこかに書き加えてもらいたい。

20ページのロに「育児及び介護に関する社会的支援の充実」とある。親が子供を健康に育てることについて、人手が足りないから助けてあげるといふニュアンスではなく、深刻になっている児童虐待から子どもを守ることに力点を置いてほしい。子どもの守り方は、親とただ切り離したり、親を罰するのではなく、育て方のへたな親を支援する形での守り方が一番肝心である。育児負担を抱えている親の支援を一般的にまんべんなく手厚くしてもらえたらと思う。

フランスの場合、育成扶助という強制的支援制度がある。問題が発見されると、県が育児支援することになるが、親が支援に同意すると契約ベースで、もし親が支援を拒否すれば裁判所により強制的に支援を受けさせることになる。それが育成扶助で、親権の一部制限にあたる。具体的には、カウンセラーが通って様子を見ながら育てさせ、危ないときには引き離す。フランスの場合、年間10万件的育成扶助判決があり、育成扶助下にある子どもたちが20万人いる。フランスの人口は日本の2分の1であるため、同じ規模なら日本では40万人の子どもたちが判事とカウンセラーに見守られながら生きているはずになる。日本の親権喪失や親権停止はかろうじて二桁台であり、児童福祉法の28条審判により、親が同意しなくても親と子が引き離されているのは200件台である。そういう意味で、日本は遅れている。サポートの必要性の認識をどこかに書き加えていただきたい。

先ほど相談件数の指標があった。それはそれで良いのだが、実質的なところで、どういう人が相談業務にあたっているのかということの把握も行政として行っていただきたい。心理的な病理は、プロフェッショナルでないと分からない。なぜ親が子を虐待するのかは素人の健康な人には想像できない。虐待の病理が分かっているならば、どういう支援をすれば助かるかが分かる。モラルハラスメントで心理的にぼろぼろになった被害者は、どういう言葉でどのように傷つくかが分かった方が窓口にいないと二次被害を与えてしまう。また支援者のほうも、悲惨な現実に触れるので、訓練されていないと、心が壊れてしまう。どこまで書き込むかであるが、そのようなきめ細かさも県は認識しているという書きぶりにしていただければと思う。

【小松課長】

文章など表現を検討する。

【稲葉委員】

質問させてもらいたい。資料3に基本目標・施策の方向・施策の項目・事業名が書かれているが、施策の項目から事業を決めるのは、だれがどうやって行っているのか。

【小松課長】

共同参画社会推進課が全庁の業務を見渡してピックアップする方法もあるし、担当課からこのような事業があると声かけがあることもある。どの事業を実施するかはそれぞれの部局・課で行っている。当課で全てを決めているわけではなく、それぞれの課がそれぞれの分野で事業実施の意思決定をしている。それを総覧で見せているのが、今回の計画である。

【稲葉委員】

県の政策評価の委員会では、各事業の点数を確認しそれがどういった施策の中で実施されているのかと、事業から施策をみていくことが多い。今回は、基本目標・施策の方向・施策の項目・事業名と、目標から事業にむかう方向で資料に記載されているが、そうすると、施策の項目と事業の内容が合っているのかわかりにくいところがある。マッチングの問題があるのではないかと思う。先ほど渡部副会長から、起業支援の充実とはあるが、事業が入っていないのではないかとの話があった。事業名「経営革新講座」や「中小企業支援」について、男女共同参画という意味で事業を行っているのかが、見えにくい。起業支援に関しては全部が関連項目なので、男女共同参画の点からみるとどうなんだといった意見が政策評価の委員会にいと出てくる。他に、「6 地域における男女共同参画の実現」の「ハ 高齢者」の部分についても、男女共同参画の基本計画なのに、関連事業しかない。そのあたりに、男女共同参画の色合いをつけてもらいたい。そういう意味での質問であった。

【佐野部長】

県には色々な計画・方針がある。それらは、色々な場面での改定が前提になっている。時代背景や政策をどうしていくかによる。一方で事業については、計画や方針が変わったことにより、全部新規事業になるのは、これまでの継続性を考えた上でも、現実的ではない。実際行っている事業を男女共同参画の視点からみたらどういう役割を果たすのかといった事業面から見た男女共同参画への関わりがある。一方で、男女共同参画から見た視点から全然ない・効果的でない場合は、男女共同参画に特化した事業を興していくべきということになる。これは、どちらかということではなく、両方の事業を併せた形で、男女共同参画の施策であれば、基本目標・施策を実現していくことになる。稲葉委員は行政評価もされているので、主要・関連を御理解の上での発言であったが、「主要」は政策が先にありそれを実現していくために事業を行っていくもの、「関連」はそれ以外も併せて実現していくものである。両方併せた形で男女共同参画の施策を進めていきたい。

【稲葉委員】

先ほどの繰り返しになるが、全体の数字はこうだというものに理解はあるが、そのうち女性がどうだという把握はしてほしい。

【今野委員】

教えてもらいたい。資料2-3の新規指標の中で、男性にとっての男女共同参画セミナーの参加者を4年で400人にするとといったものがあるが、どのようなセミナーを計画されているか。対象は幅広くするのか、教えていただきたい。

【小松課長】

本日配布したチラシが事業の1つである。来月17日にワークショップ形式で行うもので、企業の経営者や、人事労務担当者で特に男性にお声掛けしている。また、今野委員にも参加いただいた今年9月1日の川島先生のセミナーもこの事業に入っている。

【水野会長】

職場の雰囲気は非常に大事だと思う。資料1-1の24ページに、職場における均等な機会及び待遇の確保並びに女性の参画の促進ということで、関係法令の周知徹底及びセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止対策の促進とある。最近、電通の社員が亡くなった事件を考えると、関係法令は何になるのかと考えてしまう。私は、宮城県の労働委員会の会長も務めてい

るが、これまでの労働法は主に労働時間を制限することで労働者を守ってきた。肉体労働ならそれが有効だが、電通事件のような場合、被害者が一番ダメージを受けたのは、モチベーションを下げて精神的ダメージを与える、上司のハラスメントだったと思う。従来型のただ「残業が長引いたから亡くなった」という、長時間労働による過労死とはタイプが違う被害で、それにふさわしい労務管理が必要だったのだと思う。上司の対応が精神的に労働者を壊してしまう職種が増えている。上司のとるべき態度等の講習や被害者の相談窓口設置など、そういった労働環境整備を講演・ワークショップで周知いただくことも、男女共同参画のために必要なことかと思う。

【塩野委員】

育児休業取得率の目標値について男性10%にするとあるが、日本の現状において、非常に難しい数値かなと思っている。他の自治体で10%達成している自治体として広島県がある。広島県は、首長自ら育休を取ったり、現金支給をしたりと県ならではの独特の施策があつての達成率になっている。もちろんイクボス・イクメンも推進しているのだと思う。宮城県として数値達成のための取組について、支給等を考えているかなど教えてほしい。目標値を上げた背景を教えてほしい。

【雇用対策課 千葉課長補佐（総括）】

男性の育児休業取得率については、第2次計画でも10%を掲げていた。国の計画を参考にし、策定した。現在概ね5%に近い数字まで上がってきている。前の基準年度のデータから比較して伸びてきているが、10%までは開きがある。県内企業における取得率向上に向けて、必要な施策を検討し実施して参りたい。広島の取組については具体的に計画してなかったもので、勉強させてもらいたい。

【水野会長】

個人的には、育休よりは時短の方が、保育園との両立の面から、有効かと思っているが、そのような種類の制度的なものは書き込まれていないのか。資料1-1の24ページに育児・介護休業制度の普及拡充とあるが、完全に休むよりも時短の方が、個人的な経験からも仕事と両立しやすかった。

【雇用対策課 千葉課長補佐（総括）】

こちらに出している指標の数値の調査は、県内企業に調査票を送り、アンケートへの回答を集計したもの。この考え方について、育児休業については、1日や数日続けてだけではなく、1日の中で短時間取得する場合についても含まれている。

【高山委員】

項目の内容について要望を2点申し上げる。先ほど起業支援についての話があった。中小企業においては事業承継に問題意識がある。資料3の5番目の項目に起業支援の充実があり、文言として入っていないのだと思うが、事業承継に関しての連携をお願いしたい。例えば、事業承継に関する調査を行っている団体もある。実効ある取り組みをお願いしたい。

2点目は、資料3の6番目に市町村における男女共同参画の取り組みの記載がある。私は、仙台市の男女共同参画の会議にも参加しているが、県との連携がみえてこない。仙台市に限っているわけではないと思う。また重複している部分もあるように感じる。ここで指摘するものはないが、県が司令塔になって市町村を指導していく目に見える形での効果を期待したい。

【水野会長】

私は、中小企業庁の事業承継の審議会の委員も務めているが、承継紛争が企業を壊してしまうことも少なくなく、確かに深刻な問題だと思う。

【小松課長】

検討させていただく。事業承継ということで、奥さんやお子さんなど女性が引き継ぐ場合もあると思うので、その辺り担当課と話をしたい。

仙台市との連携について、連携会議のメンバーに仙台市が入っているということもあるが、特に仙台市には財団がある。財団の方に県の事業に関わってもらってもらい各市町村の男女共同参画の施策にノウハウを伝授してもらっている。引き続き検討していきたい。

【高山委員】

補足したい。起業というと新たに事業を起こすイメージを持ちがちだが、事業承継だと店舗や重機・備品を後継者がいれば有償なり無償で譲渡しても良いというところもある。女性が事業承継するとなると、まっさらな状態から始めるよりハードルが下がる。そういう意味での連携もお願いしたい。

【渡部副会長】

今の指摘について、参考意見がある。仙台は様子が変わってきており、今までは、事業承継を行う場合（女性が家を継ぐ場合）には、婿養子を取り婿養子が事業承継するパターンが多かった。このパターンの場合は、基本的な財産は妻が持ち、事業は夫（婿養子）が行う場合が多かった。また、昔は、会社名と経営者の姓の一致が多かったが、最近は夫の名字を名乗り、会社名と社長の名字が違うパターンも増えてきている。

事業継承のあり方は、最近は変わってきて、みやぎ工業会に「いろは会」があるが、そこでは事業承継を経営者として女性が行っている。今指摘があったように環境の変化の中、時代の要求に合わせた内容で、女性経営者を支援していくのは非常に大事である。

以上、本年度インタビュー調査した内容の参考意見であった。

【小松課長】

よろしければ今野委員から一言お願いしたい。

【今野委員】

私の場合は、渡部副会長がおっしゃった話の中のうち前段の方の事例になっていて、父親から夫婦で事業承継しているパターンであり、事業そのものを二人で父親から受け取った。話があったようにいろいろな事業承継の形がある。他に同じようなロールモデルがなかなかいない中でやってきているので、色々な形の承継や女性経営者のパターンがあることを発信していければと思う。

【水野会長】

中小企業庁で事業承継法の立法の仕事もしてきたが、相続との関係でうまく事業承継できるようという観点から取り組んだ。色々な行政からの情報提供によりトラブルは避けられるので、そういった連携も考えられるかもしれない。

【水野会長】

その他にも何かあれば事務局へお送りいただきたい。いただいた意見を踏まえて、基本的にこの内容で進めてよろしいか。

（異議なし）

続いて、議題（２）の「その他」であるが何かあるか。

（特になし）

本日の議事はこれで終了したい。

4 閉会

【司会：池田副参事兼課長補佐】

今後のスケジュールであるが、本日頂戴した意見を事務局にて再調整し、委員の皆様を確認いただいた上で、中間案を確定させたい。その確定した中間案を11月に招集される予定の県議会の常任委員会に報告した後、12月の中旬頃から1ヶ月間程度パブリックコメントを実施したい。これらの過程の中で頂戴した意見を踏まえ、事務局において最終案を調製し、次回の審議会で審議いただきたい。

次回開催は、平成29年1月23日月曜日午後1時30分を予定している。後日文章により正式に御案内したい。